

長崎市役所  
乳幼児医療担当部 御中

平成 25 年 7 月 18 日  
(協) 日本接骨師会会員  
長崎日接会  
会長 川口 陸郎

## 照会（乳幼児医療助成「柔道整復師対象」について）

### \*照会の趣旨

乳幼児医療助成「現物給付扱い」（以下「本件」という）が進められていますが、その対象が医師・歯科医師等（以下「医師等」という）医療とされ、柔道整復師（以下「整復師」という）には対象外の償還払いとされています。そこで整復師医療もこの対象とされ全ての受給者（以下「患者」という）に対して受診時の利便性向上を図り本件制度の趣旨の一層の整備充実を図られたく改訂を要望しますので、今後の取り組みについてご教示下さいますようお願いいたします。

### \*照会の理由

本件制度が市民患者のためにあり、医師等のためのものではないことは論を待ちません。また、行政が「対象者に恩賜」や「医師などに特典」などの取り扱いとすべきものではないことも論を待ちません。全国の多くの都道府県、区市町の同様制度事業も国の子育て支援推進の見地から代理受領委任払い取り扱いとされています。そして、いずれも整復師医療もこの適用対象とされています。制度の本旨が特定資格者のためではなく国民のためにあることを鑑みての取り組みです。長崎県も支援するとしていますが、その具体的実施については当該市町の裁量に任せてあるとしています。しかし、その自由な立場といえども公序良俗に反する（社会的経済的差別扱い）ような自由は正当ではありません。則ち貴市が行政の適格性を損なうような、差別行政を行うような問題を惹起することは厳に慎むべきことであり、即時改善されるべきものです。

本件制度改訂の暁には県下整骨院の7割以上の参加が確定しており、やがては全てが同様取り扱いとなるものです。また、医科の改訂と違い費用ゼロで実行できる容易さが特徴です。これまで少額の助成金のためこの償還払い請求を忌避していた患者の無念さの解消が図られます。現在の医師受診時は現物給付扱いでも整復師受診時は面倒な償還払いとする制度では、患者の医療選択の自由を否定したり整復師への営業妨害や名誉毀損を惹起したりすることの懸念が存在しておりますが、これらが一挙に解消され一段と子育て支援と男女共同参画の推進が図られるものとなります。国の政策とも合致するものです。

本件が行政の本旨に則り、また制度の本旨に則り整備充実を図られたく推進されますよう要望する次第です。

なお、行政手続き法に則り2週間以内でのご回答をお願いします。